

令和5年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議 結果概要

- 1 日 時 令和5年10月20日（金）午後3時～午後4時55分
- 2 場 所 千葉県庁本庁舎5階 大会議室
- 3 出席委員 伊東委員、大川委員、大橋委員、今野委員、澤田委員、増田委員

4 会議の概要

（1）開会

○司会

それでは、ただいまから令和5年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議を開会いたします。
私は、くらし安全推進課の伏居と申します。どうぞよろしくお願いいたします。次第4の座長、副座長を選出するまでの間、進行を務めさせていただきます。

最初に、本会議の公開、会議結果の公開についてお知らせいたします。この会議は、本会議設置要綱第6条の規定により、原則として公開いたします。併せて、同要綱第8条の規定により会議の結果につきましても原則公開とし、会議終了後千葉県ホームページに掲載いたします。つきましては、被害に遭われた方などの個人名や団体名が特定されないよう、御発言に御留意いただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、事務局にて案を作成し、委員の皆様にご確認をさせていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2、県を代表いたしまして、生活安全・有害鳥獣担当部長の亀井より御挨拶を申し上げます。

（2）あいさつ

○環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長

千葉県環境生活部の亀井でございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、皆様、御多用のところ、本会議の委員をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しいところ、全員の委員の皆様にお集まりいただいたことにつきましても、本当に感謝申し上げます。

さて、本県では、議員立法により制定されました千葉県犯罪被害者等支援条例が令和3

年4月に施行され、その後、皆様方の御協力をいただきまして、この条例に定めがござい
ます計画の策定ということで、令和4年3月に千葉県犯罪被害者等支援推進計画が定めら
れたところでございます。

本日は、この計画の初年度でございます令和4年度の施策の実施状況について、事務局
から説明をさせていただきます。その後、委員の皆様のお意見を多々頂戴しまして、今
後の具体的な施策の実施に生かしてまいりたいと考えております。それぞれ専門の分野か
ら忌憚のない御意見を、遠慮なく頂戴できればと考えております。

長時間にわたるかと思いますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員の紹介

○司会

続きまして、次第3、委員の皆様を御紹介いたします。お手元に配付しました出席者名
簿を御覧ください。委員の皆様におかれましては、御紹介の際に一言、御挨拶をいただ
ければと思います。弁護士の伊東秀彦委員でございます。

○伊東委員

弁護士の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

今年度から、法テラス千葉の副所長も務めるようになり、そこでは犯罪被害者業務も担
当しております。犯罪被害者遺族でもあるので、この犯罪被害者支援分野に関しては、
並々ならぬ熱意を持って携わらせていただいております。計画策定懇談会に引き続き、よ
ろしくお願いいたします。

○司会

医療法人社団鎮誠会千葉さぼーるクリニック婦人科医師、NPO法人千葉性暴力被害支
援センターちさと理事長の大川玲子委員でございます。

○大川委員

大川でございます。産婦人科の医師として、医者としてはもう50年仕事をしており、こ

の近くのきぼーるクリニックで診療をしております。

この委員になっている理由としては、NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさとという民間の団体で、千葉県、千葉市から補助金を受けて活動しており、その理事長を開設以来10年間しております。その経験から意見を言わせていただければと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○司会

淑徳大学総合福祉学部教授、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事長の大橋靖史委員でございます。

○大橋委員

大橋です。よろしくお願いいたします。

淑徳大学では、心理学の教育・研究を行い、臨床心理士、公認心理師の養成をしております。また、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター、もう早いもので、そろそろ活動が20年になるのですが、現在、理事長をしております。犯罪被害者等を社会全体でサポートしていく活動に、これからも関わっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会

武蔵野大学人間科学部講師の今野理恵子委員でございます。

○今野委員

今野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、武蔵野大学で、研究としては、性暴力被害者の方の治療について行っております。臨床としまして、週に1回、別の機関で性暴力被害者の方のカウンセリング、認知行動療法等を行っております。とてもたくさんの性暴力被害者の方とお会いしており、何とか回復に向かっていたきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事の澤田美代子委員でございます。

○澤田委員

澤田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、平成20年11月、当時24歳の息子を当時19歳の少年に車を使った犯罪によって殺害されてしまった犯罪被害者遺族です。当時、事件から3週間後に、被害者参加制度がスタートして、少年審判傍聴、それから次の年に刑事裁判に参加しました。それができたのは弁護士さんとのつながりが早かったということもあります。

少年の判決はあまりにも軽くて、それに失望し、このままでは終われないという気持ちで、遺族として悲しい気持ちだけではなく、いろいろなことを発信しようと思い、これまでやってきました。

15年前も被害者支援はスタートしていましたが、やはり15年もたつとさまざまな面で、また支援の施策が広がってきているな、ということを感じます。今日は、よろしくお願ひいたします。

○司会

千葉県市長会、千葉県町村会事務局長の増田等委員でございます。

○増田委員

千葉県市長会、千葉県町村会事務局長を拝命しております増田と申します。

多々、不勉強の点があろうかと思いますが、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○司会

続きまして、千葉県警察本部警務部警務課の出席も得ておりますので、御紹介いたします。警務部警務課被害者支援室長の町田警視でございます。

○県警察本部警務部理事官（兼）犯罪被害者支援室長

警察本部の犯罪被害者支援室長の町田です。よろしくお願ひいたします。

○司会

続いて、事務局の環境生活部の職員でございます。生活安全・有害鳥獣担当部長の亀井

でございます。

○生活安全・有害鳥獣担当部長

改めまして、本日はどうぞよろしく申し上げます。また引き続き、末永くよろしくお願
いいたします。

○司会

くらし安全推進課長の渡辺でございます。

○くらし安全推進課長

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 座長、副座長の選出

○司会

次に、次第4、座長、副座長の選出に移らせていただきます。本会議設置要綱第4条
に、本会議に座長と副座長を置くこと、座長、副座長は、委員の互選により選任するこ
とが定められております。つきましては、ただいまから委員の皆様の互選にて、座長及び副
座長を選任していただければと存じます。まずは、座長について、どなたか御発言をいた
だけますでしょうか。

伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

委員の伊東でございます。計画策定懇談会の際の実績等もございますので、大橋委員を
座長にしたらいかがかと思っております。

○司会

ありがとうございます。ただいま伊東委員から大橋委員を座長に推薦する旨の御発言を
いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

〔拍手〕

ありがとうございます。委員の皆様に御賛同いただいたところですが、大橋委員、座長

に御就任いただけますでしょうか。

○大橋委員

よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございます。それでは、本会議の座長には大橋委員が就任されることが決定いたしました。続きまして、副座長について、どなたか御発言いただけますでしょうか。

○大橋座長

それでは、弁護士の伊東委員にお願いしたいと思います。

○司会

ありがとうございます。ただいま大橋座長から、伊東委員を副座長に推薦する旨の御発言をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

〔拍手〕

ありがとうございます。委員の皆様に御賛同いただいたところですが、伊東委員、副座長に御就任いただけますでしょうか。

○伊東委員

よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございます。それでは、本会議の副座長には伊東委員が就任されることが決定いたしました。お二方には、お引き受けいただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、大橋委員は座長席に御移動いただけますでしょうか。

〔大橋委員、座長席に着席〕

○司会

それでは、次第5の議事に移りたいと存じます。議事の進行につきましては、本会議設置要綱第4条第3項の規定により、座長が行うこととされております。大橋座長、よろしくをお願いいたします。

(5) 議事

○大橋座長

それでは、これから議事を進めていきたいと思えます。

本日の議事は、「千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況について」であり、委員の皆様からは、資料2と資料3について、それぞれ事務局から説明の上、資料ごとに御意見をいただきます。それでは、事務局からの説明を求めます。お願いいたします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

最初に、本計画と資料の関係について御説明をいたします。資料1を御覧ください。

資料1は、計画の概要が書いてある概念図となります。上から、第1章、第2章とございまして、「第3章 基本的な考え方」、この中に「本計画における重要課題・取組」という部分がございます。こちらが6点ございまして、この6点に係る令和4年度の施策の実施状況について、主に御説明をさせていただきます。その内容が資料2となります。

その下、「第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」がございます。この中に、左から、「方向性」が2つ、「3つの施策の柱」、「8つの基本的な施策」、「17の主な施策」となっており、一番右の「具体的な取組」として、県警本部や県庁各課が具体的に実施している施策が86個ひもづいているということになります。これらについても、実施状況について取りまとめをしておりますので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。こちらの関係が資料3になります。以上が、計画と本会議資料との関係になります。

それでは、具体的に資料の説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、最初に、全体的な概要といたしまして、統計データをいくつもお示しいたします。こちらは、本日お配りしました計画の冊子にも記載しているデ

一タと同じものでございまして、今回は令和4年、または令和4年度までの最新の数値を記載したものとなります。

それでは、「1 犯罪の発生状況」について御説明いたします。

まず上段に、「刑法犯認知件数の推移」というグラフがございます。こちら、青色の棒グラフになっている部分が千葉県の数値となります。千葉県の刑法犯認知件数は、戦後最悪を記録したのは平成14年、こちらをピークといたしまして令和3年度まで19年連続で減少してきました。ところが、令和4年では微増ではありますが、数が上昇しており、件数は3万2,728件となります。一方、全国の数値が、オレンジの折れ線グラフとなります。令和4年度の刑法犯認知件数が20年ぶりに増加したという傾向は、全国でも同じとなっております。

この背景といたしまして、警察庁の分析によりますと、総数に占める割合がもともと大きい街頭犯罪について、前年比で約15%増加しており、その中でも、自転車盗、傷害、暴行は増加件数が大きくなっております。これらは、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等により、人流が大きく変化し、このような結果が表れたのではないかという指摘がされています。

グラフの右側の表を見ていただきますと、千葉県では全国のワースト順位が7位となっておりますので、引き続き、地域防犯力の向上に努めていく必要があると考えております。

続きまして、下の段に、「千葉県内の重要犯罪認知件数の推移」がございます。こちらは、県民の体感治安に非常に大きく影響するものと言われております。特徴といたしましては、千葉県、全国ともに、殺人、強盗等は前年からほぼ横ばい、または減少している一方で、強制わいせつについては増加しているという傾向が見受けられます。

続きまして、2ページを御覧ください。「2 相談状況」のページとなります。

「(1) 犯罪被害全般について」の中で、「①県警における警察相談の受理件数」を記載しております。こちらは、県警本部と各警察署で受けている警察相談全体の件数になりますが、令和4年は11万8,484件と大きく伸びております。

続きまして、下の段「②公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター」、この後はCVSと略させていただきますが、CVSにおける「犯罪被害の相談件数」を記載しております。相談内容の種別は様々ございますが、右の表、令和4年度一番右下の欄を見ていただきますと2,662件という件数になっており、こちらも増加傾向にあることが分かります。

続きまして、3ページを御覧ください。「(2) 性犯罪被害について」、「①性犯罪、

性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数」でございます。

下の棒グラフにございますように、電話件数、面接相談がございまして、当然、電話相談の方が多い件数になりますが、令和4年度は8,552件となっており、こちらも年々増加していることが分かります。

次に、下の段「② 県警における性犯罪相談電話」、いわゆるハートさんの受理件数ですが、令和2年度に一度落ち込んでいる状況はありますが、令和4年度は291件と急増しております。

性犯罪につきましても、民間支援団体、県警の相談件数は増加しているという状況になります。

続きまして、4ページを御覧ください。ここから、「3 計画に係る重点課題の実施状況」のページとなります。

先ほど資料1で御説明いたしました「本計画における重点課題・取組」の6つについての記載となります。一つの項目で1ページという作りになっておりまして、表の作りは全部一緒でございます。

左上に「重点課題」、その右に「重点的な取組」とあり、こちらは計画に記載されている内容と同じとなります。

その下、「主な施策の実施状況」ということで、こちらから下が今回記載した部分になります。内容としては、「令和4年度の実施内容」、右側に「令和4年度の成果・課題」、その下に「令和5年度以降の取り組むべき施策」という記載になっております。

それでは、「本計画における重点課題・取組」の①から⑥について御説明をさせていただきます。

まず「①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施」についてでございます。

こちら「重点的な取組」として、「犯罪被害者等に対する支援の充実及び犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関との連携の強化」を行うこととしています。

下の段、「主な施策の実施状況」についてでございます。

「令和4年度の実施内容」としては、まず3点ございます。

まず、1つ目として挙げられますのが「千葉県犯罪被害者等見舞金制度の創設」です。

こちらは、別紙で資料を御用意しております。資料4のチラシを御覧ください。

このチラシは、実際に各警察署において、犯罪被害者等の方にお渡ししているものとなります。簡単に御説明いたしますと、「1 対象となる犯罪被害」といたしましては、千葉県犯罪被害者等支援条例が施行された「令和3年4月1日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為によるもの」となります。

「2 見舞金の種類」としては、千葉県内に住所を有する御遺族又は重傷病を負われた犯罪被害者の方を対象としており、遺族見舞金が30万円、重傷病見舞金が10万円となります。

資料2にお戻りいただけますでしょうか。

見舞金の支給実績は、遺族見舞金が16件、重傷病見舞金が16件の合計640万円となっております。

続きまして、2点目、無料弁護士相談の創設でございます。こちらは、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を受けるということができるもので、千葉県弁護士会の御協力をいただき、CVSにおいて、調整、実施をしております。令和4年度の実施実績は20件となっております。なお、この無料法律相談とは別に、性犯罪・性暴力被害に関する法律相談については、ワンストップ支援センターにおいて実施しております。令和4年度のワンストップ支援センターにおける無料法律相談は69件となっております。

続きまして、3点目、犯罪被害者支援コーディネーターの増員と役割の充実でございます。

犯罪被害者支援コーディネーターは、令和元年から令和3年度まで1名で活動していましたが、こちらを令和4年度から3名に拡充をしております。

コーディネーターの役割は、個別の事案に対する対応、総合的対応窓口の機能強化に向けた取組等ございますが、令和4年度に新しく見舞金の受付、法律相談の実施の業務を行っております。コーディネーターは、関係機関の連携強化をはじめ、被害者支援がなるべくワンストップに近い形で行えるよう、支援の司令塔になることを考えております。

続きまして、表の右側、「令和4年度の成果・課題」、「令和5年度以降に取り組むべき施策」についてでございます。

見舞金制度については、県ホームページにも掲載し、広く県民にお知らせしたところであります。県警やCVSからは、個別の対象者の方にご案内しており、支援を必要とする方に迅速に支給することができたと考えております。今後も引き続き、見舞金制度の着実な運用に努めてまいります。

無料弁護士相談については、令和4年度から、性犯罪以外の方にも、法的支援を必要とする場合に御利用いただけるようになりました。刑法犯認知件数から見ますと、まだ利用件数が少ないと、事務局では見ており、今後、さらなる周知を図る必要があると考えております。

3点目、犯罪被害者支援コーディネーターにつきましては、体制を整備したところであり、引き続き、コーディネーターの役割が十分果たせるよう、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

「②県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施」についてでございます。

「重点的な取組」として、「市町村に対する情報提供等の支援の充実」を行うこととされています。

「令和4年度の実施内容」として2点ございます。

1点目、「市町村担当課長会議・相談担当者向け研修の実施」でございます。

市町村担当課長会議については、ZOOMにて、7月6日に実施し、36の市町村に御参加いただきました。研修については、担当者向けのものとなりますが、5月23日に実施し、21団体の御参加をいただきました。こちらについては、対面形式の研修となり、想定に基づいたロールプレイングなども実施しました。

2点目、「市町村との連携強化に向けた犯罪被害者支援コーディネーターと県職員による全54市町村訪問」でございます。こちらは、全54市町村に赴いて、実際の説明をさせていただき、意見交換をさせていただくということを行っております。こちらは令和4年8月から令和5年1月にかけて実施いたしました。

続きまして、「令和4年度の成果・課題」、「令和5年度以降の取り組むべき施策」についてです。

会議、研修については、会議で出席率が約7割、研修で約4割となっており、出席率が少し低調であると考えております。先進事例の発表、警察署職員の参加等、内容を充実させ、より多くの団体の方に参加していただくよう、努めていきたいと考えております。

市町村の連携につきましては、直接54市町村に赴き、顔合わせをしたことにより、連絡、相談等をしやすい関係を構築できたと考えております。初回の目的は達成できたと考えておりますが、今後も、市町村訪問等により、情報提供、情報共有の強化を図っていきたい

と考えております。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。

「③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施」となります。

「重点的な取組」として、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策を行うこととしています。

「令和4年度の実施内容」として、3点挙げております。

1点目、「犯罪被害者支援養成講座の実施」でございます。こちらは、入門編と初級編に分かれており、入門編は1日間の公開講座で、49名の方に御参加いただいております。初級編につきましては、入門編を受講いただいた方がより詳しく深く学びたいという方を対象とした6日間のメニューとなっております。こちらは15名の方に御参加いただきました。

2点目、ワンストップ支援センター支援員に対する研修の実施でございます。

CVSにおいて、「AV出演被害防止救済法に係る研修」を1回、ちさとにおきまして、「臨床心理士による代理受傷対策研修」を2回実施しております。

3点目として、県警においても、犯罪被害者等の支援に係る職員について、代理受傷研修を実施していただいております。

「令和4年度の成果・課題」、「令和5年度以降の取り組むべき施策」についてでございます。

養成講座入門編につきましては、令和4年度に、11名の受講者の増加を図ったところでございます。今年度ですが、新型コロナウイルス感染症が5類移行になっていますので、養成講座で絞っていた定員を見直し、参加いただける人数を増やしております。

次に、支援従事者の課題の代理受傷対策に関する研修ですが、こちらはワンストップ支援センターや、警察において実施しており、今後も支援従事者の心理的外傷への負担軽減を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。

「④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施」となります。

「重点的な取組」として、「緊急支援体制の整備」を行うこととしています。

「令和4年度の実施内容」といたしましては、千葉県安全安心まちづくり推進協議会の下部組織である犯罪による被害者等に対する支援部会において事例研究を行っております。内容としては、初期支援として、場所、物品、支援員、宿泊先の提供等の検討、中期支援

として、事件、事故の事例ごとの可能な支援の検討を、各関係機関ごとに行いました。

「令和4年度の成果・課題」、「令和5年度以降の取り組むべき施策」についてでございます。

令和4年度は、それぞれ関係機関の立場における支援体制や連携について確認しましたので、今後も引き続き、緊急的な総合体制の構築に向けた取組を検討し、犯罪被害者等支援体制の強化を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。

「⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施」でございます。

「重点的な取組」といたしまして、「性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化」を行うこととしています。

「令和4年度の実施内容」として、3点ございます。

1点目、「ワンストップ支援センターの事業費助成」といたしまして、令和4年度は2,641万円ほどの予算措置をしております。こちらは、例年、増加しているところでございます。

2点目、「広報・啓発」といたしまして、大きく分けて3つございます。リーフレット、マスクケース等の啓発品を作製・配布していること、高校生向けの出前講座を3校、合計1,195名の生徒に受講していただいたこと、啓発期間におけるキャンペーンを実施したこととございます。キャンペーンは、期間が設けられておりますので、ワンストップ支援センターの広報を集中的に展開しております。

3点目、支援協議会、ケース会議、医療従事者等の連絡会等も実施しております。

「令和4年度の成果・課題」といたしまして、相談窓口のさらなる周知・徹底を図る必要があると考えております。先ほど御報告しましたとおり、ワンストップ支援センターの相談件数は年々増加しておりますが、一方で被害者の6割はどこにも相談していないとの国の調査結果もあります。引き続き、センターの周知に努めてまいります。

また、令和4年度は、ワンストップ支援センターの事業費補助といたしまして、性感染症検査及びカウンセリングの回数を拡充し、性感染症検査に伴う再診料を新たに助成対象といたしました。

続いて、医療支援に御協力いただく連携医療機関が4機関増加し、合計10機関となりました。この他に、ちさとの拠点病院として御協力いただいている千葉医療センターもございます。令和4年度は、医療機関等の関係も増やすことができましたので、より体制を拡

充することができたと考えております。

「令和5年度以降に取り組むべき課題」といたしまして、「ワンストップ支援センターにおける24時間365日の相談体制の構築」とありますが、こちらについては令和5年度から体制を整備しております。

続きまして、資料の9ページを御覧ください。

「⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発」の実施でございます。

「重点的な取組」として、「SNS等のツールを使った新たな広報・啓発の検討」を行うこととしています。

「令和4年度の実施内容」ですが、3点ございます。

1点目、「相談機関の周知に係る啓発物作製・配布」といたしまして、各市町村、民間支援団体、関係機関、県内の高校等に、多数の相談機関を掲載したリーフレット、ポスター等を配布しております。

2点目、「「犯罪被害者週間」啓発キャンペーン等の実施」でございます。こちらは、「千葉県民のつどい」の開催、また併せて「生命のメッセージ展の実施」をしております。

3点目、「県ホームページ、SNS（千葉県公式Twitter、LINE）による広報啓発」といたしまして、令和4年度から開始いたしました見舞金制度や犯罪被害者週間を広報しております。

「令和4年度の成果・課題」ですが、先ほどお話ししましたように、見舞金制度について重点的な広報を行っており、32件の見舞金の経済的支援を行うことができました。

「犯罪被害者週間 千葉県民のつどい」につきましては、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を勘案し、テレビ放映としましたが、令和4年度は、3年ぶりに集合形式にて開催することができております。

「令和5年度以降の取り組むべき施策」といたしましては、効果的な広報・啓発を実施するために、特に、犯罪被害者週間の啓発キャンペーンに力を入れ、開催地の拡大や広報・啓発の方法などについて、工夫を図っていきたいと考えております。

資料2に関する説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえ、資料2について、委員の皆様から御発言をお願いいたします。

伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

私から、大別して3点意見というか、雑感も含めて申し上げさせてください。

1点目が、資料2の4ページにかかるところですが、無料弁護士相談の実績についてです。令和4年度実施実績が20件ということで、さらに増やしていきたいということは、そのとおりだろうな、と率直に実感しております、さらなる周知が必要という課題が挙げられているところです。この点については、例えば、最初に事件に当たる警察の方において、この制度に関する理解を深めていただいて、また、弁護士会もさらに警察と連携して、警察の方から被害者等への案内等々を充実させていくこともあり得るのかなと思ってはいたところです。

なお、先ほどの20件とは別途、ワンストップの無料弁護士相談は69件ございます。

いずれにせよ、こちら受皿側の弁護士会のさらなる受皿の充実ということも考えていけないのかな、と思った次第です。

2点目については、少し意見めいたところになってきます。親族間犯罪について、少し問題提起をさせてください。

見舞金制度についても、無料法律相談についても、親族間犯罪をすべて排斥するような外観というか、見た目というか、そういったところを少し改めていただきたいと思っております。

具体的に申しますと、まず見舞金については、別途資料4がございしますが、資料4は、ホームページにも掲載されている資料だという理解しております。

資料4の裏面を見ますと、「支給されない場合」とありまして、(2)の部分に、いわゆる親族関係ということが挙げられております。この標記を見ますと、例外を許さないかのような規定に、少なくとも私個人は見えるところでございます。

この点、千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱の第6条を見ますと、「見舞金を支給しないことができる場合」という規定の中に親族間があるんですが、あくまでも要綱の中は見舞金を支給しないことができるという規定でございまして、全件排除という形ではないという理解ですので、この点、少し工夫をしていただければと思っております。

なお、支給要綱についても、ホームページに上がっているという認識ですが、一般の方から見ると、資料4のチラシの方がわかりやすいし、字が大きいので、こちらを見るんだ

ろうな、とあっていまして、被害者などがこちらのチラシを見て、親族間では、ああ支給されない、一律支給されない、という誤解をするとまずいなとあっております。

この問題提起の背景としては、親族間犯罪においても支給すべき事案というのはあるということがあります。例えば、親族間関係が破綻しているだとか、もう財布が別だとか、そういったケースはいとまがないので、御検討いただければと思います。

同種の問題意識は、無料法律相談にもございまして、無料法律相談の案内にも無料法律相談の対象とならない場合として、いわゆる親族間犯罪が挙げられています。

無料法律相談に関する弁護士会との協定書に添付されている仕様書によれば、これも特に必要と認められる場合は、親族間でも無料法律相談は実施できる規定になっております。見舞金に関する問題意識と同様、見た目というか、広報というか、このあたりを少し工夫していただければとあっております。今の親族間犯罪についてが2点目になります。

最後3点目、市町村に対するバックアップについて、意見、雑感を述べさせていただきます。資料2でいうと5ページになります。

私個人、あるいは弁護士会でも、市町村を回って、いろいろ犯罪被害者等の支援に関するお願いや啓蒙をしているところです。その中で、まずやはり県条例が施行されたことの大きさというのは感じており、市町村の意識の醸成というのが、以前に比べて大分進んでいるということは、実感しております。

ただ、意識だけではなく、制度的な担保が必要だともあっております。具体的には、やはり市町村も条例の制定をしてもらいたい、とあっているところです。

この条例の制定については、報道ベースの情報も含めてみると、大分進む方向性のベクトルはあるんだろうな、とあってはいるのです。この資料2の5ページにある県内どの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援ということに照らして、すべての市町村に条例を、ということをもさらに進めていきたいなとあっております。

この重点課題の中に、県において県から市町村へのバックアップというところがあるかと思っておりますので、この条例制定に関してもバックアップ等をしていただければと、改めてお願いする次第です。私からは差し当たり、以上です。

○大橋座長

伊東委員、ありがとうございました。それでは、今、伊東委員から大きく3つの御質問がありました。事務局から何かございますか。

○事務局

まず、1点目の無料法律相談制度の件ですけれども、委員からもお話がありましたように、県としてはなるべく件数が増えるように、周知を図っていきたいと考えております。それに対しまして、委員からはありがたいお言葉をいただきました。相談件数が増えると、受入れ体制の整備、拡充も必要になると思いますので、そちらに関しまして、弁護士会様に御協力いただきたいと思いますと考えております。引き続き、連携、御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の見舞金と無料法律相談に係る親族間犯罪の件ですけれども、県では、親族間犯罪についても、例えば、事実上、婚姻関係が破綻しているが、やむを得ない事情で離婚ができないというような場合においては、支給することができるという制度、整理しております。

委員からも御指摘がありましたように、支援が必要になった方は、ホームページの一番見やすいところを御覧になると思いますので、支援が必要になった方が御覧になったときに誤解のないよう、表示を工夫をさせていただきたいと思います。

法律相談制度に関しても同様でございまして、弁護士会様とCVSの協定に基づいて取組がなされており、その協定に基づいて記載をしていたところですが、協定に正しい形で表示を工夫をさせていただきたいと思います。

最後の市町村への支援でございしますが、いろいろ報道等でも取り上げていただいておりますように、令和3年度、令和4年度、令和5年度に向けて、各市町村の取組が、年々増えてきたのかな、と思われまます。今のところ、今後の施行情報を得ているところは、千葉市と匝瑳市でございますけれども、このように条例制定に向けて動きがある市町村につきましては、県のコーディネーターとの連携や、県の見舞金制度との連携等というところで、協力し合う、調整をしなければいけない、という部分も出てきます。私ども担当課といたしましても、積極的に関与させていただき、こちらから連絡も取らせていただきながら、バックアップに努めさせていただきたいところでございます。

県警から、市町村への支援に関して、何かございますでしょうか。

○県警本部

県警といたしましても、各市町村に被害者支援条例の制定に向けて、支援条例の制定の

ない市町村長に、今、直接いろいろと働きかけをしているところでございます。

いくつかの市町村の長からは、前向きな回答をいただいているところですが、なかなか理解を得られていない市町村もございます。県の条例があるからいいんじゃないか、また市町村の財政力だとか、地域の実情がちょっと違うので、もう少し周りの様子を見たい、このような意見も伺っているところです。

また、各市町村に行ったときも、もし条例を作るとすれば予算措置等も必要になってくるので、検討するに当たってはいろいろな情報をいただきたい、という要望もありますので、この辺は県と連携しながら、また市町村に必要な情報を随時提供していきたいと考えております。

あと、先ほどありました無料弁護士相談の関係も、犯罪が発生したときに、まず第一義的に被害者に接するのは警察官です。各警察署の被害者支援の担当者が、対象となる被害者に対して、各種のパンフレットを渡しながら、その中で無料弁護士相談につきましても、周知を図っているところです。引き続き、積極的な周知に努めていきたいと思っております。

○伊東委員

御回答等、ありがとうございました。

1点だけ、最後の市町村の部分に関して、細かいのですが、資料2の5ページ、右下の「令和5年度以降取り組むべき施策」のところですが、「会議・研修の内容の工夫」ということで、「先進事例の発表・警察署職員の参加」とあるのですが、犯罪被害者支援の前線には、もちろん弁護士も立っております。会議、研修では、やはり犯罪被害者が置かれた実情等々を知っていただくということも重要だと思っております、その点に関していろいろな経験、あるいは知見を持っているのは警察署職員だけではなく、被害者支援にあたる弁護士たちも持っております。市町村のバックアップに当たっては弁護士、あるいは弁護士会との連携も入れていただければ、と思っております。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは、他の委員の方からの御発言はいかがでしょう。

澤田委員、お願いします。

○澤田委員

今、伊東委員からお話があったことと重なるのですが、被害者は突然の事態に混乱し、そういう中でも様々な事への対応に追われます。冷静に何が必要とか、困っていることなどは、なかなか訴えづらい状況にあります。最も身近な市町村担当の方から何か困っていることありませんか、という声かけがあったら、そういうことで支援が始まるのではないかと、と思います。被害者はそういう声かけで救われ、落ち着いていくと思います。

ですから、被害者が少ないからとか、そういう申出はないということで、それから予算の関係もあると思いますが、それを理由に支援をしない、条例を作らないということがないようにしていただきたい。条例がなければ、市町村の担当の方が動きづらいということもあると思いますし、被害者が少ないとしても条例があることで、もしそういう方が出てきてしまったときに、速やかに支援に取りかけられると思います。

そういう意味でも、これから市町村に条例をとというのは、私もお願いしたいところです。そのために、コーディネーター3名の増員も、有効に機能されていくことと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは、事務局からお願いします。

○事務局

澤田委員、ありがとうございました。

繰り返しになりますが、県としましても、市町村で条例制定の動きがありましたら、私どももコーディネーターと一体となって、支援を引き続き進めていきたい、と考えております。そのような形で、計画的な支援は行ってまいりますので、御理解いただければと思います。

県警からは、いかがでしょうか。

○県警本部

私が、各市町村長にお会いした時に、なぜ条例を作っていたかということ、約20分ぐらいかけて、説明させていただいているのですが、私もこのポストに来てから、遺族講演や被害者の方の講演を、直に聞いて、いかに被害者の方が元の生活に戻るまで非常に長期間を要するか、やはり国、県、市町村がしっかり連携していく必要があるなど、認識しております。

その辺を直接、各市町にお伝えしつつ、二次被害を防止するためには、市の責務、市民の責務、それから市内に事業所を置く会社の責務、そういうものを明確に定めていただいた上で、また、いかに被害者に向き合うか、被害者支援の理念というものを、しっかり条例に盛り込んでもらった上で、個別具体的な支援項目、それを各市町村の財政状況に応じた内容で検討していただきたい、そのような話をしております。

具体的な被害者支援の内容としますと、福祉的なものが多くなってくるとは思うのですが、市町村からは、実際の被害者がどういう要望をしているのかがちょっと分かりづらい、という意見も、時々いただきます。その辺については、過去の資料等に基づいて、こういうような要望があります、他市の条例ではこういう支援をしておりますと、説明をしているのですが、ある市町村では、直接支援に携わっている方からもお話を聞きたいというような御意見もいただいているところです。CVSの相談員、また伊東先生等とも連携しながら、直接そういう生の声を聞いていただきながら、説得力を持って、条例のない各市町村には、今後も、引き続き働きかけていきたいと思っております。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは、その他、御質問はございませんでしょうか。
大川委員、お願いいたします。

○大川委員

伊東委員、澤田委員の質問を受けて、いくつかコメント、質問をさせていただきます。

澤田委員がおっしゃったように、事件が起こったときに、即座に支援をしてほしい、声をかけてほしいということは、本当に私も身にしみて感じたところでございます。そのところこそ、今回、増員していただいたコーディネーターの面目躍如ではないかと思っております。

資料の4ページ目、「令和4年度の実施内容」で、「犯罪被害者支援コーディネーターの増員と役割の充実」と書いてございます。役割として、「個別事案に係る対応」とありますが、これが今申し上げたような、緊急のときにワンストップという形で支援するために、コーディネーターが出動する必要があると考えております。

例えば、全国的な大きな事件、複数の方が犠牲になったような事件のときに、どうして市町村の担当者が知るか、ということも、憶測ですが、警察を通じてCVSのコーディネーターに連絡が行けば、そこから市町村に、こういう方がおられるというような連絡が行

くのかな、とイメージしておりましたけれども、実際そんな感じでしょうか。

もう一つ、大きな事件が年中あるわけではないので、やはり日常的に起こってくる被害者相談に対して、1か所だけでは相談が十分ではないので、いろいろな機関をつなぐという役割がコーディネーターの仕事でございます。

資料に、「既存の関係機関の連携強化」、「新規の関係機関の開拓」と、非常に抽象的に書いてあるのですが、具体的には、今、コーディネーターの方は、どこと重点的に関係を結んでおられるのでしょうか。警察はもちろんかな、とは思いますが、それ以外のところで関係機関がたくさんあると思いますが、例えば児童相談所ですとか、DV相談とか、そういうところとも連携を結んでいるのでしょうか。

私が関係している性暴力被害支援センターには、直接CVSのコーディネーターからの働きかけはなかったように思うのですが、きっと有機的に結ぶ仕事はたくさんあると思うので、その辺のことも千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会なども通じて、こんなことをしてほしいとか、そういう意見を吸い上げていただきたい、と思います。

そうしないと、どこの機関も人手不足なので、日常的に事務的な仕事が増えてしまって、追まわられてしまうので、ぜひ有効に働いていただきたいと思います。このコーディネーターのことで、見舞金というのが、今回の計画の目玉だったように思いますので、ぜひそこは活用していただきたいと思います。

その他、先ほど伊東委員がコメントされていた見舞金の支給されない場合というのを見ていろいろ思いましたが、見舞金だけではなくて、いろいろな支援が、公的支援では及ばない人たちがございます。例えば、外国人のことがあまり触れてはいないと思うのですが。

その他、対象者を千葉県に在住している人と限定すると、たまたま外から来た被害者に対しては支援できません。幸いワンストップ支援センターであるちさとでは、性暴力被害者が、急に支援を求めてきたときの医療補助は、千葉県の場合は県民ではなくとも、医療費は負担してくれるというようになっております。これは、全国のどの県でもそうというわけではないのですけれども。

例えば、見舞金についても、各県で条例があれば、あなたは千葉県では補助できないけれども、在住の県では補助できる、というように案内できる、そうすれば切れ目のない支援ができると思います。

例外規定というのはいろいろありまして、性暴力に関しても、最近、刑法が変わりましたから対応も変わるだろうと思うのですけれども、今まで性暴力被害、性犯罪とするかどうか

かというのは、やはり親族、身内というのは、例外にされがちでございまして、その辺のところも、今回の刑法では、不同意性交は夫婦の間でも成り立つとなっております。その場合も、例えば、医療費は、夫が払うべきだろうと警察は言ったような気がするのですけれども、そういうところも、例外規定を設けずに、刑法の改正にも応じて範囲を広げるということもできると思います。私どもは、被害者支援ですので、被害者を限定するよりは、少しでも広げるというような立場でやっていただきたい、と考えております。

もう一つ、これは広報・啓発のところで、学校の生徒にいろいろなものを配っていますよね。資料の8ページ、私はコンパクトミラーなんて笑っちゃったんですけども、高校生は欲しがると聞いて、ああそうか、と思いました。おばあさんが要らなくても、高校生が見て、しょっちゅう持っていて、ああそういえばこんな名前書いてあるなというように見てくれればいいと思うので、若い方のセンスでやってくれと、良いと思います。配り物はそれで納得しました。

出前講座の3校は、多分これはトライアルだと思うのですが、3校では余りにも少ないということが一つ。それから、性暴力を受けないようにする、あるいは性暴力はこうなんだよ、というだけでは全然足りなくて。例えば、緊急避妊ピルを薬局で買えるようになるか、それから妊娠中絶薬をどうするかとか、薬局でお薬を買えるようになるには、性教育が足りない、という意見がとても多いんです。

今まで性教育を抑えておいて、今さら、と私はと思いますが、やはり性教育が大切なのは本当です。今まで性教育が盛り上がるいろいろなチャンスがあったんです。例えば、最近低調となっているエイズのと看です。

今は多分、性暴力のことなどが盛り上がってくるチャンスだと思いますが、性暴力だけではないですよ。健康なセクシュアリティを持っていくためにはどうなのかとか。不同意性交という法律ができて、非常に素晴らしいことだと思うのだけれども、やはり同意するって難しいんですよ。

セクシュアリティそのもの、自分のことは自分で決めるとか、そういうことも含めた指導をしないといけないので、性教育というのは、警察や県でこのテーマでだけやるわけではなく、学校教育もしようとしていますし、産科婦人科医学会も、ようやくここから独自にやろうとしています。それぞれが勝手に何百校のうち3校、10校やりました、では仕方ないので、連携、関係した活動、教育というものを、やってほしいと思います。そうすれば無駄も少なくなります。

同じように、市町村の職員研修ですけれども、受講者が少ないというのです。増やすのは難しいと思いますが、これも例えば、私も関係しているDV被害者支援の県の施策の中でも同じことを言っているんですよ。多分、小さい市町村では、同じ職員があれもこれも担当しているだろうと思うので、そういうところも各部署でやるだけではなく、ぜひ連携している部署でまとめて、連携した研修システムをやっていただきたいと思います。もっと有効にするには、それには医学会もぜひ利用していただきたいな、と思っております。

○大橋座長

大川委員から大きく3件ぐらい、コーディネーターの話、公的支援の及ばない範囲の話、それから広報・啓発の御質問がありました。事務局からお願いいたします。

○事務局

コーディネーターの拡充に関しては、別途、お答えさせていただきます。

まず、広報・啓発、あと支援の及ばない方にも、幅広く支援を普及させるためにというところに関しまして、先ほど、大川委員からも御発言がありましたように、例えばDV担当課である児童家庭課も入っておりますし、また外国人に関しても、国際課で外国人相談という窓口、通常の窓口を利用しながら、相談に乗れるような体制は整っております。

もちろん、これが正解ではないので、関係各課とも連携しながら、今後の対応に関しまして、いろいろな改善、取組も考えていかなければならないと思います。

○事務局

私からは、大川委員から御質問のあったうち、コーディネーターの業務について御説明申し上げます。委員の皆様のお手元に県の計画の冊子を御用意させていただいておりますので、こちらの17ページを御覧いただきますと、図が示されておりますが、基本的に本県の支援体制においては、検察、警察、市町村といったところが関係の深い機関として挙げられます。

その中で、最も多いのは市町村とのやり取りであり、特に、見舞金制度を持っている市町との関わりが多いようございます。コーディネーターの増員に伴い業務を拡大しましたが、大きなウエイトを占めるのが見舞金の受付であります。

県の見舞金受付、あるいは問合せがある中で、市町の見舞金も対象になることがござい

ます。このとき、被害に遭われた方や御遺族の負担を軽減できるように、市町と連携して合同の面談を行い、書類の作成補助や必要な説明を行うといったことを、ワンストップを目指す意味で行っています。

あとは、見舞金に限らず、例えば、生活に困窮しているという相談を受けた場合には、市町の福祉の担当部署につなぐこともしております。ワンストップに近い形で支援する者としての役目を果たしているところです。

また、各警察署において、被害者支援に関する協議会が開催され、各地域の主要な機関、団体等の代表者が集まりますが、そういったところにもコーディネーターが赴いて、県の支援制度の説明や、そこでの交流を通じた顔つなぎも行っている、と報告を受けております。

○大橋座長

大川委員、よろしいでしょうか。

○大川委員

はい。ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

今野委員、お願いします。

○今野委員

私も他の委員の方と同じような意見を持ちつつ、あと少しだけお伺いさせていただきたいと思います。

資料の8ページに、令和4年度ワンストップ支援センターで「性感染症検査及びカウンセリングの回数を拡充」とありますが、どれくらいカウンセリングの回数が拡充されたのか、という疑問があります。

さらに、医療支援の連携医療機関が増加したということ、本当によかったと思うのですが、この支援において、精神科の医療機関がどれくらいあるのか。性暴力被害者の方の回復には心理療法というのが非常に有効でして、そのカウンセリングを行うとなると、かな

り専門家のところにリファーするという必要もあると思います。そういう機関があるのかどうか。

あと、県警の被害者支援として、うちの大学に被害者の方がカウンセリングにいらして、その支援は無制限に出るというように伺っております。一方、警察を通さないところだと、カウンセリングの回数というのが、制限があるのかなと思います。警察を通さない被害者の方は、とても多くいらしゃるので、その辺の不公平さがあるのは、ちょっと危惧しております。

あと、大川先生がおっしゃった高校生向けの出前講座を私も担当させていただいたのですが、そこで感じたことは、先方の先生方にも少し講座みたいなものをして、教育というか、認識を一致していただいたほうがいいのか、と感じました。やはり、性犯罪に対するスティグマ的なのところが、まだまだあるかな、というところも感じました。

○大橋座長

ありがとうございました。事務局からいかがでしょうか。

○事務局

カウンセリング回数の拡充と連携医療機関の中に、精神科の医療機関があるのか、という御質問について、回答させていただきます。

県では、ワンストップ支援センターにおいて実施するカウンセリングについて、その費用を助成しております。令和3年度までは3回までを助成対象としておりましたが、令和4年度から策定懇談会での委員の皆様の御意見や、ワンストップ支援センターからの意見もあり、5回までに拡充をしております。

また、連携医療機関10病院というのは、全て産婦人科の医院のことをごさいますて、定期的開催する会議等で連絡や情報共有を図っているところです。現時点では、精神科の連携病院がございませんが、ワンストップ支援センターであるちさとでは、精神科のクリニックと独自で協力関係を結んでいる、と伺っています。

警察のカウンセリング支援については、警察から説明をお願いします。

○県警本部

警察におけるカウンセリング費用に係る公的支援ですが、本年の4月1日から、それま

では最高5回までとしていたカウンセリングの回数の上限を、撤廃しました。初診日より原則として3年間受診可能として、その間におけるカウンセリング費用を公費で負担をする、という拡充を図っております。

○今野委員

その格差がすごい。5回と3年間無制限というところで、今後、少しお考えいただければと思います。

○大橋座長

それでは、増田委員、お願いいたします。

○増田委員

各委員からいろいろお言葉を頂戴しましたので、重なってしまっていますが、一言申し上げたいと思います。

条例、計画ができて、その大きな柱の中で県内のどの市町村に住んでいても、ということを目指していくという中で、やはり市町村が同じレベルということには、まだならない。そこはこれから目指していく。そういった中で、各市町村条例についても働きかけいただいているという話も改めて伺いまして、非常に力強く計画が進んでいるんだな、という印象を受けたところでございます。

計画1年目ということで、令和4年度において、コーディネーターと市町村を回っていただいた。これは、非常にありがたいことだなと感じております。やはり市町村が相談窓口を持っているとしても、この分野においてはコーディネーターとの連携というのが一番大きいという印象を持っており、コーディネーターとの密な交流を継続して御支援をいただければ、と思っています。

それから、情報提供について、市町村側からすると、情報はやはり広く頂戴したいという話も、常々伺っております。市町村に対する情報提供も、引き続き御尽力いただければありがたいところでございます。

それから、緊急時等の対策構築も目指していくという記載ですが、当然、こういった初動の部分で市町村がどういった形で絡んでいくのか、どういったところを担っていくのかということは、非常に大きなことだろうと思います。緊急時というのは突然起こるわけで、

県内54の市町村で、それを常に同じようなレベルで意識していくか、そういった体制構築に当たっても、細かに情報提供を頂戴できればと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。事務局からありますか。

○事務局

市町村との連携に関しまして、令和4年度は、コーディネーターと一緒に、県内全54市町村を回り、情報交換や相談しやすい人間関係づくりに努めさせていただいていたところです。今年度も引き続き、希望する市町村を訪問し、情報共有や今後の取組に関するアドバイスに努めております。

全市町村を毎年回るのはちょっと大変ですので、何年に1回か、もしくは国の大きな動きがあった場合などには、全市町村を回らせていただく対応を取らせていただければ、と考えております。情報共有と連携は、密にしていきたいと思います。

また、市町村の被害者支援の担当課だけではなく、そこを介して広く市町村の関係部署に情報が伝わるようにということも、市町村の被害者支援担当課にお願いしているところです。そのような工夫もさせていただきたいと考えております。

緊急体制に関しまして、県警からよろしいでしょうか。

○県警本部

緊急体制につきましては、県の推進計画の中の体制、また、実際に緊急事態が発生したときに、本当に必要な関係機関、そこを中心とした具体的な体制が取れるよう、検討をしていきたいと思います。

○増田委員

少しだけ補足させていただきます。引き続き、情報提供を中心に、よろしく願いしたいと思います。

市町村職員は、会議というよりは研修だと思うのですが、研修の参加率が非常に悪かったということで、これについても、広く連携して工夫して、というお話をいただきました。市町村も決して横を向いているというわけではない、と私自身は思っておりますので、ぜ

ひ、そういった工夫をしていただきながら、と思います。

もしくは、差し支えのない内容であれば、研修の事後に、その様子を配信していただくと、広く職員がその様子、情報を取れると思います。そのような工夫も含めて、御検討の範疇にあれば、ありがたく思います。

○大橋座長

ありがとうございました。

それでは、一通り御意見を伺ってまいりましたが、私から1点だけ加えさせていただきます。

資料2の6ページ「民間支援団体による安定的な犯罪被害者支援の実施」ということで、毎年、犯罪被害者支援養成講座を入門編、初級編という形で実施し、この中から相談員を養成することを、ずっとやってまいりましたが、その上の重点課題にある「人材の確保・定着」、「後継者の育成」が課題となっております。

犯罪被害者支援センター、発足から約20年たったとお話しいたしましたが、当初、支援員の方は40代、50代ぐらいの方が結構いらして、それから20年が経ち、今は60代、70代とベテランの方々がそろそろ定年になるというタイミングになってきています。

一方、新しく入った支援員は、まだ40代、50代で、その間のギャップが生じていて、中堅どころ、あるいは、特に20年以上やってきた中心となる方が抜けてしまったときに、ここにある「安定的な犯罪被害者等の支援の実施」というのが、なかなか難しくなるということが危惧されています。

新しい人を養成していくことも大切ですが、その一方で、中堅の人、あるいは中心となる人を育てていく、これはセンターの仕事でもあると思うのですが、これもやはり一つの課題になってきています。

そういった中心となる相談員の養成、中堅どころの人を支えていくような仕組みを作っていないと、人材定着、後継者育成ということが、これから難しくなると思います。この問題については、令和4年度、5年度では入ってこないかもしれませんが、近い将来に検討していただければと思っております。いかがでしょうか。

○事務局

どこの組織にも言えることかもしれないですが、やはり安定した継続的な運営は、大き

な課題になってくると思われまふ。民間支援団体の支援というところで、いろいろと意見交換もさせていただきながら、今後、考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○大橋座長

よろしくお願ひいたします。

その他、資料2について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔意見なし〕

それでは、資料2については、これで終了いたします。

引き続き、資料3に移りたいと思ひます。事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局

事務局から説明させていただきます。資料3を御覧ください。

こちらはちょっとボリュームのある資料になっておりまして、「4、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況」が記載してございます。

最初に御説明しましたとおり、計画にあります具体的な施策が86個、県警、県庁内各課で実施しているものがあり、こちらが並んでいるものになります。

表の作りといたしましては、左側のオレンジ色の部分が計画の内容、右側の青色の部分が令和4年度の実績と実績を踏まえた今後の取組予定という内容になっております。

一つ一つの施策について、御説明するお時間はございませんが、計画の策定時から関わっていただいている委員の皆様もいらっしゃいますので、お気づきになった点がございましたら、御意見いただけたらと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大橋座長

それでは、資料3は、細かな資料になっておりますけれども、委員の先生方から御発言があれば、よろしくお願ひいたします。

○伊東委員

資料3は、資料2の具体化かなと思ひて見ているので、資料3に関する発言というよりは、全般的なことになるかもしれないのですが、1点だけ。

お願いとなるのですが、犯罪被害者支援において、支援者側の視点というところでは同じなのですが、志が重要なのは間違いないんですが、やはりお金がかかることは事実だと思います。

今、大橋先生から民間支援団体のお話もありましたけれども、やはり志だけでは、持続可能性というところで難しいところがあると思いますので、人件費も含めて、財政的支援を拡充していただきたい、と思っています。

私が日々の支援で実感するのは、民間支援団体の力が大きい、というところがございます。

様々な制約がある中で、さらにお金をつけるというのは、いろいろ難しい部分があるということは理解しておりますが、予算取りを頑張っていただきたいと思っております。

県の予算取りの姿勢が、そのまま市町村へ反映されるというか、市町村も見ていると思うので、積極的な姿勢というところを財政的な面でも見せていただければ、という、これはお願いになります。

○大橋座長

事務局から何かありますか。

○事務局

伊東先生からお話をいただきましたが、恐らく大橋先生、大川先生も強く思われていることかと思えます。

国の動きとして、今年の6月6日に開催された国の犯罪被害者等施策推進会議において、定められた5つの取組の中の1つとして、地方における支援の在り方について、1年をかけて、人材面、財政面の支援を含め検討を行う、と発表されております。

すぐにどうなるという問題ではありませんが、県としましては、国の動向も踏まえながら、また民間支援団体の方々とも意見交換をしながら、今後、一緒に考えていければ、と考えております。よろしく願いいたします。

○大橋座長

大川委員、お願いいたします。

○大川委員

伊東委員がおっしゃっているとおり、ここで総論的な話になるかと思ったので、追加的にお話しさせていただきます。

より良い体制をつくっていくには、やはりお金がどうしても必要であります。そして、CVSさんの担当者も老化してということですが、ちさとも同じように老化して、世代交代を考えておりますが、なかなか支援員は増えてきません。

新しい支援員の養成もやっていますが、やはり増えてこないというのは、お金の問題があって、この仕事で生活が成り立つ人はほとんどいないというのが、私どものような民間の施設の状況でございます。

ですから、CVSでもそうだと、私は最近聞いて驚いたのですが、やはり核になる支援員は専従といいますか、社会保険も入るような公務員並みの給料をもらってやるのが本来だと思います。ちさとについては、フルタイムは1人でございますから、これでは、到底、安定的な仕事はできないと思います。

優れた支援者に来てもらうためにも、お金が必要であります。例えば、性暴力について専門的な看護師の資格にSANEというのがあります。民間の資格ですが、その人を1人雇うことは、ちさとではできません。でも、1人か2人いるワンストップ支援センターも全国にはあるんです。他のワンストップ支援センターを見て、こんなことが県単位でもできるんだということがあれば、ぜひ拡充していただきたいと思います。

やはりこういう施設、こういう仕事を展開するには、民間だけでは無理だろうということ、お金がかかるんだということを、広報の中でも、もうちょっと問題提起をして、世論を広げていただきたいな、と思っております。

もう一つ、内閣府でも、ワンストップ支援センターは病院拠点型が望ましい、と言っておりますけれども、病院拠点型は、ちっとも増えません。というのは、忙しくてそんなのやられていないという病院ばかりなんです。率先的にやりますという医師がいるところしか、病院拠点型はないのです。

個人の熱意に頼っていると、人が定年などで交代すると、夜中に起きて何でこんなことしなくちゃいけないんだ、という若い人がだんだん増えてまいります。やはり医療に対しても、病院に対する、それから担当する医師やスタッフに対する手当というようなことも考えていただかないと、これから先は伸びていかないだろうと思います。

ぜひこれは国民的な意見を喚起して、こういう施策をもっと大きな予算でやっていくと

いうようにするのも、こういう会議の使命ではないかと思しますので、ぜひそういう声も取り上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○今野委員

追加のような形で失礼いたしますが、ワンストップ支援センターの支援員は、ほぼボランティアの感覚でやっていらっしゃる方が多いかと思えます。そこの人員確保もお金が必要だと思いますし、あと東京都の性暴力支援センターでは、トラウマ治療に特化した心理士を2人、週に1回雇っております。

最初に相談に来た方に対して、半分医療的な、医療相談も含めた心理士、精神科医が対応して、そこでどういう治療をするかということを考えながらやっていくというのは、とても被害者の方にはいいことと思っていますが、それには、やはりお金がかかると思えます。

すぐには、というのもあると思えますが、さっきおっしゃったSANEも名古屋では何人かいらっしゃると思っています。そのような人員が一番支援には必要ではないかと思えますので、その辺もよろしく願いいたします。

○澤田委員

私が最初にお話ししたように、弁護士さんと早い段階でつながること、それはとても私たちにとって、今考えると重要で、先生方の指導があつて裁判に参加できたこと、これが前に進むことにつながった、とつくづく思っています。

自分たちは、被害に遭ってしまい混乱して、子どもを失った悲しみとか絶望で、弁護士さんに依頼するということまで、本当に考えが及ばなかったんです、それが亡き息子の部活の顧問の先生から早く弁護士と連絡を取った方がいいと、連絡をいただいて、ああそうなんだ、私たちは、もうそういう立場になってしまったんだという、改めてその事の重大性に気づいたほど、本当に分かっていなかったということもありました。

それで、先生の知り合いであるCVSの監事をされている弁護士、その先生とすぐに連絡が取れて、始まったばかりの被害者参加制度も熟知されていたので、家族で参加できました。亡き息子のためにやれること、その当時、それは裁判参加でした。ですから、法的支援を必要とする被害者が、無料法律相談ができる制度の創設は、本当に重要でありがたいことだなど、改めて思います。ですから、これからもそういった弁護士さんにつながる

ということがとても重要だということを示すためにも、広報もお願いいたします。

○大橋座長

よろしいでしょうか。

〔意見なし〕

それでは、資料3というか、本日予定しておりました議事はこれで終わりとなりますが、せっかくですから、何かまだありますでしょうか。

○澤田委員

この場をお借りして、お話いたします。

千葉犯罪被害者支援センター内で自助グループが発足しまして、上半期で6回開催することができました。それは、支援センターの皆様、理事の方々の支援、それから事務局長さんをはじめ相談員の方々が研修や他県への視察などを重ねて、そういう尽力があり、御協力していただいたことで、私たち参加者がその集会を開くところに至りました。

4月22日の第1回目スタート当初から、皆さんで作っていく自助グループにしたいということで、開催日を皆さんで決め、名称も皆さんと相談して、シンボルマークまでできました。

この自助グループは、伊東先生にも被害者としても参加していただいて、事件事故後で、まだ心の中に深い悲しみを持っておられる方もいらっしゃいますし、裁判途中の方もおられます。とにかく、事件事故のその後がどんどん、また悲しみとか、絶望とか、いろいろな問題が出てくるので、それを同じような境遇とか経験をした方々と集まって話をすることの大事さを、改めて思っています。

これからも、少しずつ皆さんで話し合いを続けて、より良い居場所みたいなところになれば、と思っております。

○大川委員

いろいろお願いしたいことだとか、要求とか、非難ばかりしましたけれども、この施策は、私も知っている施策も多いのですが、担当課の人たちが一生懸命相談に乗ってくださって考えてくださっていますし、少しずつ予算も要求して、上げてくださっているということでは、大変感謝しております。批判ばかりになってしまうので、一言お礼を申し上げた

と思います。

○大橋座長

それでは、私からも。今ずっと話を伺っていて、大学の授業でも話すのですが、こういう犯罪被害者支援でも、初めに理念を話すとすごく立派なのですが、それがいつどこまで実際にできているのかというと、途中から私の声が小さくなってしまったりするところがあります。やはり理念をどれだけ具体的にしていくのか、というのが、非常に大切なことだと思っています。

今日も出てきたように、財政とか、人的資源とか、どうしても制約はある中で、どれだけ理念に近づけるような具体を図っていくかという、それに尽きると思います。

そうした意味では、令和4年度の実績を見ても、少しずつ進んでいるな、という感じはしますので、ぜひとも推進計画に沿って、特に、重点課題や取組をさらに進めていただければ、と願っております。

それでは、本日の議事はこれにて終了したいと思います。委員の皆様には円滑な進行に御協力いただき、本当にありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

(6) 閉会

○司会

委員の皆様、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。中には非常に厳しいお話もいただいたと思いますが、貴重な御意見として伺わせていただきましたので、今後の施策に、生かせるものは生かしていきたいと考えています。ありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては、委員の皆様からいただいた御意見等を取りまとめまして、会議資料などと共に千葉県ホームページにて公表する予定でございます。追って事務局より議事録の確認等の御連絡を差し上げますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いたします。

本県における犯罪被害者等支援の一層の充実を図るため、今後も委員の皆様のお力添えをいただきながら事務を進めていきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして令和5年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議を閉会いたし

ます。本日は誠にありがとうございました。